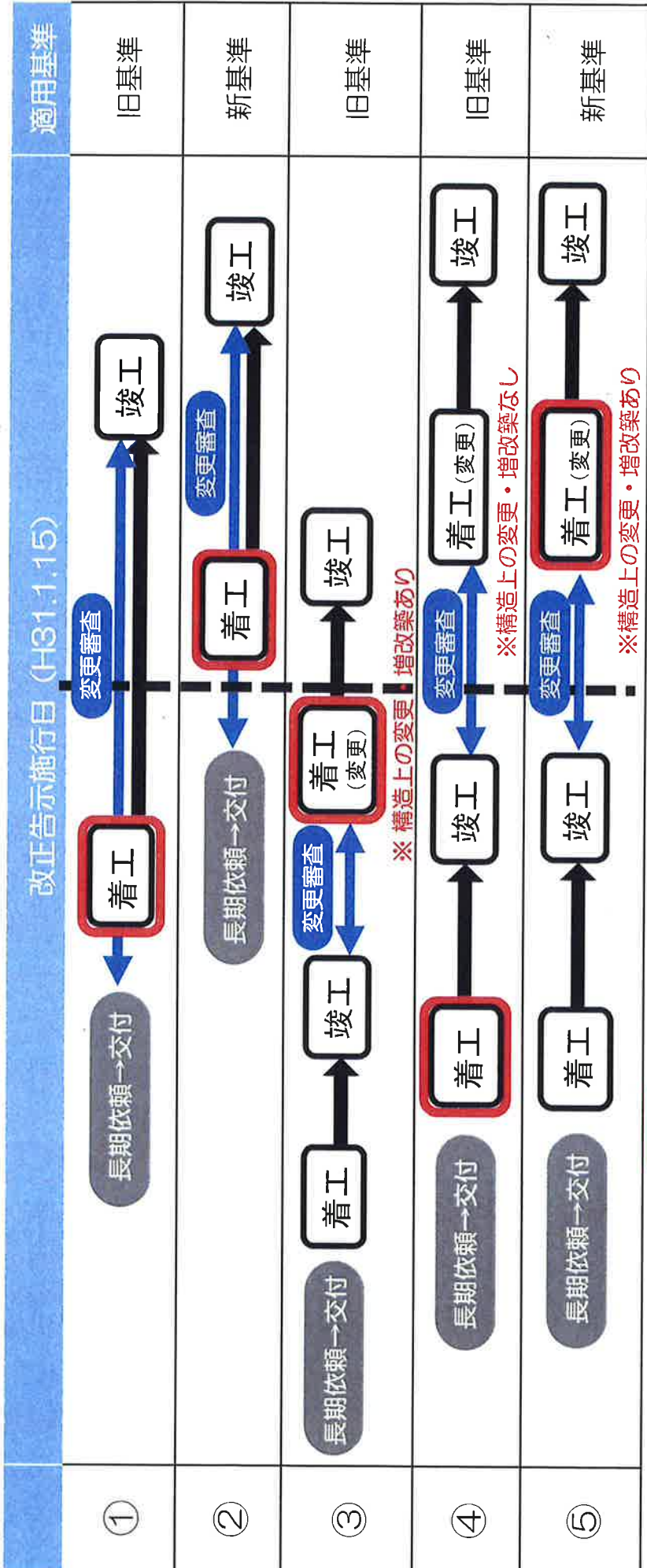


建築基準法告示改正（積雪後に雨が降ることを考慮した積雪荷重の強化）（H31.1.15）による「長期計画変更」に係る依頼書・適合証に記載する『建築工事着手（予定）年月日』及び「適用基準」の考え方について

※新築時の認定に関する変更審査依頼に係る整理

- ・認定基準で引用する建築基準法関係規定の改正の場合、建築工事着手日における基準に従い技術的審査を行うこととなります。
- ・変更審査依頼の場合には、変更のタイミングや内容により技術的審査依頼書・適合証に記載する「建築工事着手（予定）年月日」が決まり、当該建築工事着手日によって改正告示の対象となるかどうか決まります。

「建築工事着手（予定）年月日」の記載については、下記に従い審査時にご確認いただく必要があります。



□ は、変更時の技術的審査依頼書及び適合証に記載いただく「建築工事着手（予定）年月日」です。

※「構造上の変更・増改築」とは、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を要する増改築等を指します。

※※ 増改築の場合、構造上分離していること等により建築基準法上で改正告示（新基準）に適合させる必要のない既存部分については、長期優良住宅の審査においても改正告示の対象とはなりません。